

令和8年3月24日 第19回管理型処分場環境安全委員会 議事録

遠藤： 定刻より若干早いのですが、本日はご多忙のところ、委員会にご出席いただきましてありがとうございます。ただ今より、第19回管理型処分場環境安全委員会を開催いたします。当面の進行は、事務局の環境省福島地方環境事務所廃棄物対策課の遠藤が務めます。よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、環境省福島地方環境事務所調整官の五味よりご挨拶申し上げます。

五味： 五味でございます。本日は、皆さまお忙しい中、委員会にご出席いただきましてありがとうございます。また、先ほどは風が若干冷たい中、現場をご覧いただきましてありがとうございました。

本日の委員会ですけれども、今の処分場の運転状況というか、維持管理状況についてのご報告とともに、秋の会議で管理区域を解除するというお話をさせていただきました。それに併せて、見学者の方々への対応などについてもご説明したいと思います。また、今後の維持管理に向けて水処理施設、ものによってはかなり古いものもありまして、元々付いていたものなどもありますので、そういったものも長期的に更新していきたいと思っていますので、その考え方についてもご説明させていただければと思っています。もう1点、大変ご心配をおかけして申し訳なかったのですが、カッターで手を切ってしまうという事故がありましたので、そのご報告と、それに対応した再発防止対策についてもご説明させていただければと思います。皆さま、本日はよろしくお願いいたします。

遠藤： ありがとうございました。本日は新聞社2社の取材申し込みがございました。委員会途中、写真撮影等にご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

遠藤： 委員会に先立ちまして、本日もご出席の委員の皆さまをご紹介させていただきます。
国立大学法人福島大学客員教授、河津賢澄委員長。

河津： 河津です。よろしくお願いいたします。

遠藤： 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括本部本部長代理、植頭康裕委員。

植頭： 植頭でございます。よろしくお願いいたします。

遠藤： 福島県生活環境部環境回復推進監兼次長、角田和行委員。

角田： 角田です。よろしくお願いいたします。

遠藤： 福島県生活環境部中間貯蔵・除染対策課課長、鶴巻貴司委員。

鶴巻： 鶴巻です。よろしくお願いいたします。

遠藤： 富岡町健康づくり課課長、斉藤一宏委員。

斉藤： 斉藤です。よろしくお願いいたします。

遠藤： 富岡町生活環境課課長、飯塚裕之委員の代理で、生活環境課課長補佐の猪狩勝美様。

猪狩： 猪狩です。よろしくお願いいたします。

遠藤： 檜葉町くらし安全対策課課長、宇佐見元子委員。

宇佐美：宇佐見です。よろしくお願ひいたします。

遠藤： 富岡町行政区長会会長、坂本栄司委員。

坂本： 坂本です。よろしくお願ひいたします。

遠藤： 富岡町太田行政区区長、堀川康晴委員。

堀川： 堀川です。よろしくお願ひいたします。

遠藤： 富岡町毛萱行政区区長、佐藤謙一委員。

佐藤： 佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。

遠藤： 富岡町公害対策審議会会長、菊地成一委員。

菊地： 菊地成一です。よろしくお願ひいたします。

遠藤： 檜葉町行政区長会会長、皆川彰弘委員。

皆川： 皆川です。よろしくお願ひいたします。

遠藤： 檜葉町上繁岡行政区区長、松本芳委員。

松本： 松本です。よろしくお願ひいたします。

遠藤： 檜葉町繁岡行政区区長、佐藤健一委員。

佐藤： 佐藤です。よろしくお願ひいたします。

遠藤： 檜葉町波倉行政区区長、渡邊晋二委員。

渡邊： 渡邊です。よろしくお願ひいたします。

遠藤： なお、檜葉町政策企画課長の猪狩伸之様は、都合により欠席となっております。

また、福島県生活環境部中間貯蔵・除染対策課から佐々木恵一様と阿部伊吹様にご参加いただきました。よろしくお願ひいたします。

議事に入ります前に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。まず、第19回管理型処分場環境安全委員会の次第、次に委員名簿、座席表、管理型処分場環境安全委員会設置要綱、続きまして、資料1、特定廃棄物埋立処分事業の状況等について、資料2、特定廃棄物埋立処分施設の環境モニタリング調査結果(令和7年4月～9月)、次に、資料3、令和7年度特定廃棄物埋立処分施設における福島県の取組について。参考資料としまして、参考資料1、特定廃棄物埋立処分施設における環境モニタリング調査結果(令和7年4月～9月)(案)、参考資料2、令和7年度特定廃棄物埋立処分施設に係るモニタリング結果(福島県)、参考資料3は前回の第18回管理型処分場環境安全委員会の議事録となっております。資料の不足等はございませんでしょうか。

遠藤： それでは、これより議事に入らせていただきます。管理型処分場環境安全委員会設置要綱第4の3の規定により、ここからの議事の運営は委員長にお任せすることとなっております。河津委員長、よろしくお願ひいたします。

河津： ありがとうございます。それでは議事を進めていきたいと思ひます。先ほど現場を見ていただいて、いろいろと感想や疑問もあったかもしれません。ぜひ、忌憚のないご意見等を頂ければと思ひます。処分場もいよいよ終盤と申ひますか、最後のところに入ってきていますし、今後、その後どうするかということもこれからの議論になってくると思ひますので、皆さんのご意見等をよろしくお願ひしたいと思ひます。

河津： それでは、次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。議事の（１）、特定廃棄物埋立処分事業の状況等についてということで、環境省の方から説明をお願いいたします。

小福田： 福島地方環境事務所廃棄物対策課長の小福田でございます。よろしくお願ひいたします。私から資料１に沿ってご説明をさせていただきます。

資料１、１ページをご覧ください。特定廃棄物埋立処分施設の状況についてでございます。皆さまご承知のとおり、特定廃棄物の埋立処分は、令和５年１０月末で終了しておりまして、以降の４年間は８町村の生活ごみだけを埋立処分するということがお約束になっているところで、もう残り１年半程度となっております。

先ほど現地でもご覧いただきましたとおり、搬入した生活ごみは、令和６年の５月から、施設内に設置した詰替施設において、専用の収納容器に詰め替えた後に埋立処分を行っているところでございます。下流側区画の最終覆土は１年前に終了しておりまして、上流側区画の北側では最終覆土が施工中となっておりますが、緑化等も含めて完了したという状況です。

下の表に、埋立廃棄物の袋数と輸送車両の台数の推移を表しております。令和５年１１月からの生活ごみの埋立てのフェーズになってからは、埋立袋数あるいは輸送車両台数ともに、これまでより数量は激減している状況でございます。特に令和７年度の実績は、表の一番右になりますけれども、埋立袋数で申し上げますと１４０袋、輸送車両台数は９２台となっております。こちらは昨年度と比較しましてもかなり数字は減っているところでございまして、昨年度は袋数で申し上げますと２５５袋だったものが今年度は１４０袋となっております。半分近くとはいいませんが、６割弱ぐらいまで数量は減っております。こちらの要因なのですが、現状、南部衛生センターで発生した生活ごみを埋め立てているところではございますけれども、広域圏組合、南部衛生センターの方で特にガラス関係のリサイクルを今年度から積極的に進めておられると聞いておりまして、その分のごみの発生量が減っている、要するにリサイクルに回っているということでごみの発生量が減っていると聞いております。

その次、２ページにつきましては、１ページに記載されている埋立袋数の推移をグラフに表したものでございますので、詳細な説明は割愛いたしますけれども、最終的な埋立終了までには３０万袋弱の埋立てとなる見込みでございます。

おめくりいただきまして、３ページと４ページが、先ほど現地でもご覧いただきましたけれども、処分場の上空から撮った写真です。３ページが、先ほどご覧いただきましたように、下流側区画については１年前に最終覆土は完了しておりまして、上流側区画の北側を今、最終覆土施工中となっておりますけれども、つい先日今年度分は完了しました。残りの期間は、南側区間にまだ空いているスペースが十分ございますので、その南側のスペースを使って、１年半ちょっとの間にはなりますけれども、生活ごみの埋立てを残りの期間に実施していく予定でございます。

４ページは、断面図と別方向からの写真を掲載したものでございますので、説明は割愛させていただきます。

5 ページです。実際に、われわれの方でも生活ごみの放射能濃度を念のため測っております。こちらは双葉郡 8 町村から出るご家庭の生活ごみなので、基本的には放射能による汚染はないものとは考えておりますけれども、念のため測定しているものでございまして、直近の令和 7 年 10 月の測定ですと、セシウム 134 もセシウム 137 も ND という結果でした。今日は作業が終了してまいりましたのでごみの実際の様子は見られませんでしたが、前回に現地でご覧いただいた委員もいらっしゃるかとは思いますが、実際に入ってきている生活ごみは、破碎・選別された缶くずであるとか、陶器くず、プラスチックくず、あとは、先ほどリサイクルしているとは申しあげましたが、ガラスくずも少量は入っております、あとは砂っぽいものも紛れている状況です。

6 ページは、埋立処分、最終覆土の施工状況です。左側の、上流側区画の最終覆土の施工状況は先ほどご説明したので割愛しますが、右上の方に最終覆土の模式断面図を掲載しております。廃棄物の上の層に、高さ調整をした後に排水マットとか、通気・防水シートを置いた後に、ベントナイト砕石を、ベントナイトということで水を通さない層です。さらに遮水シートで水を通さない層、その上に砕石とかセメント混合土を入れて、さらにその上にモルタル吹付を行った上で保護土をして、種子吹付をするということになっておりますけれども、元々袋の方でも防水性は持たせていますが、さらにその上にベントナイト、遮水シート、モルタルということで、とにかく中に水を入れないことによって廃棄物が水に触れないような措置をすることで、放射性物質が漏れないようにという対策を講じているところでございます。先ほどもご覧いただいたかと思っておりますけれども、上流側区画、下流側区画のそれぞれの写真を掲載しております。

7 ページ、8 ページは作業員の被ばく線量管理の結果です。7 ページは、これまでの環境安全委員会のご説明と全く同様で、詳細は割愛いたしますけれども、こういう形で作業員の被ばく管理を行っているというご説明でございます。

8 ページが実際の作業員の被ばく線量の結果です。年間で 50mSv、5 年で 100mSv を超えないようにするというのが基準ですが、実際の結果としましては、表の一番右の令和 6 年 11 月～令和 7 年 10 月というのが直近の作業員の結果ですが、全ての作業員が 0.1mSv 未満ということで、基準よりも大きく下回っている数字となっております。扱っているのは生活ごみのみですので、結果としては当たり前ではあるのですが、実際に測定した結果はこうなっているというご報告でございます。

次に 9 ページです。令和 8 年度以降の維持管理等についてです。前回の環境安全委員会でも、電離則に基づく管理区域の解除ということであったり、ゲートモニタの撤去、あるいは車両周囲の線量計測の取りやめ等ということはお説明した上で、その他の事項は継続する旨をお説明しましたが、今後、浸出水処理施設の設備更新であるとか、見学者対応の見直しも行うことを考えております。維持管理等の実施内容を表にまとめております。黒いものにつきましては、前回の環境安全委員会でご説明した内容ですので、本日は割愛させていただきます。

今回新たにご説明させていただく項目は赤字で示しております。2 点ありまして、

まず1点目が浸出水処理施設のところで、赤字で「長寿命化を図るため、設備の更新等を行う」と書いております。具体的には次の10ページに詳細を書かせていただいております。まず、令和8年度以降、浸出水処理施設の長寿命化を図るため、今後2、3年程度かけて老朽化した設備の更新等修繕工事を実施するということも考えております。この処分場ですが、環境省の方で国有化してからもう13年が経過しております。その13年前にわれわれが旧エコテック社から引き継いだときには、必要な補修や更新は行ってはおりますけれども、それから既に13年経過してしまっていることでもございますし、さらに、元々の民間処分場が最初に設置されてから26年経過している状況で、全体としてかなりの期間が経過しています。仮に、今後、埋立処分そのものが1年半後に終わったとしても、水処理やモニタリングは継続することになりますので、当然のことながら、長期的な維持管理を見据えて必要な補修は行う必要があるということです。

これまでも、例えば配管の補修であったり、細かい設備の補修は実施してきたのですが、大規模ないわゆる設備の更新ということを行えないまま稼働してまいりました。ですので、来年度からは大規模に、いったん設備を止めた上で、一部の施設について更新を順次図っていきたいということを考えております。具体的には、ここに修繕工事の内容ということで書かせていただいておりますけれども、薬品注入設備であったりとか、攪拌機・汚泥掻寄機、あとは曝気ブロウであるとか、動力盤、ポンプ類等の必要な設備を新しいものに更新する作業を実施していく考えです。

一方で、この設備自体を更新するときには、先ほども少し申し上げましたけれども、水処理を止めなければいけない状況になりますので、考え方といたしましては、できるだけ水の少ない時期を狙って設備の更新を行うということを考えております。具体的には冬ごろです。冬ごろですと雨が少ないので、処理しなければいけない水の発生量自体が非常に少なくなってまいりますので、冬ごろを狙って設備の更新を図っていくということを考えております。もちろん、そもそも設備自体が特注品なので、設備を作るのにも数カ月程度時間がかかるということもございますので、来年度発注してものを作るのに数カ月かけて、冬ごろに設備の更新をかけるという計画で考えております。

9ページに戻りまして、見学者対応です。こちらは次の話題でまた少し触れさせていただけますけれども、今、正門前に大きな待機場がありまして、そちらに見学者施設を設けています。この処分場の中の見学をご希望される方向けに、見学者施設を使って装備品の貸与や、事前のご説明を実施してきたところですが、元々、ご地元の上繁岡の皆さまにお借りしている土地でございますので、こちらは事業が終わったら農地に戻してお返しするというお約束でございましたので、近いうちにお返ししなければいけないということもございますので、見学者施設を撤去するということを考えております。見学者施設の撤去に伴って、これまで実施してきた事前の説明であるとか、装備品の貸与というのは、本日の環境安全委員会の直前に実際に建物の中に入っていただいておりますので、お渡しなどはいたしましたけれども、われわれの入っている管理棟の方に会議室等の空きスペースがございますので、そちらを活用して

必要な事前説明であるとか、装備品の貸与を実施してまいりたいと考えております。

それでは、11 ページです。こちらは前回ご説明したことで若干重複するので簡単にご説明させていただきますけれども、受入管理の流れということも若干修正がございます。ゲートモニタによる線量測定は今後は実施しないということをご説明させていただきましたので、若干動線が変わってくるというご説明になりますけれども、ゲートモニタで線量測定を実施しないということ以外の運用につきましては、今年度までと同様ということを考えております。

その次の 12 ページです。搬入道路の待避場所および待機場の撤去についてです。元々、この処分場での埋立処分事業を受け入れていただくに際して、専用の搬入道を整備したり、待機場を整備させていただいたところでした。元々あった農地をお借りした上で整備してきたところでもございましたけれども、こちらを令和 9 年度いっぱいでお返しするというお約束で進めてまいりましたので、順次撤去、そして原状復旧を進めてまいりたいと考えております。

今年度既に完了した部分からまずご説明させていただきますと、図の中の吹き出しで言うと青い部分になりますけれども、搬入道路の待避場所として一部拡幅している場所がございましたけれども、この待避場所の撤去および原状復旧工事を今年度の工事の中で完了したというところがございます。来年度から予定しているものがオレンジの場所になります。これは待機場等の撤去・原状復旧工事です。こちらの原状復旧、元の農地にお戻りする工事は令和 8 年度の実施を予定しております。復旧するに当たって、上に設置しております見学者施設の撤去であるとか舗装・盛土等も撤去して、農地に復旧する計画でございます。令和 8 年度中での原状復旧の予定はしておりますが、当然、農地に戻す際に不具合等を生じる可能性がございますので、その後もきめ細かく対応するために、令和 9 年度に何か不具合等が生じた場合に対応できるような形で、補完工事のようなことも実施することも考えております。実際にどういうことをやるかというのは、個別に地権者等々のご相談になってくるかと考えております。

12 ページは以上でございます、次に 13 ページです。事故の報告が 1 件ございましたので、概要のご報告でございます。発生日時といたしましては、2 月 16 日の午前 8 時 45 分ごろに処分場の中で、簡単に申し上げますとカッターで指を深く切るという事故が発生したところです。具体的な事故の発生状況ですが、最終覆土の、いわゆる土を盛る作業が完了した段階で、丁張材を撤去する作業をその日から開始する予定でした。丁張材を撤去する作業において、作業員がベビーサンダーという機械に小さいカッターを付けて、機械で丁張材を撤去するという作業を行おうとした際に、作業員がベビーサンダーは切りにくいからということで、手鋸に持ち替えようとした際に、ベビーサンダーが止まっていなくて、それに気付かずに触れてしまって、指を深く切ってしまったという事象が発生しました。右手の人差し指を深く切ってしまった、解放骨折という診断を受けているところです。その日、救急車でいわきの病院に運ばれて縫合手術を受けまして、幸いにして入院の必要はなく、翌日からの通院治療、全治 2 カ月の診断になっております。

事故の原因ですけれども、被災者がそもそもベビーサンダーの取り扱いに不慣れ

であり、危険性を認識していなかったというところがございます。2ポツ目もかなり重要な要因かと考えておりますけれども、ベビーサンダーに使用が認められていない鋸の刃を取り付けて使ってしまったというのが、そもそもの大きな原因かと考えております。このベビーサンダーの本来の用途は、砥石を付けて、処分場の中に敷鉄板が敷いてありますけれども、その溶接を切るために使うのが本来の用途で、鋸を付けるというのはそもそも想定されておらず、取扱説明書に使うてはいけないということは書かれてはいたのですけれども、作業員を含めてそれをちゃんと認識されていなかったというところがございます。3ポツ目もかなり大きな要因ではあるのですけれども、そもそもベビーサンダーを使って作業するということを作業員、あるいは元請けも含めて共有されていなかったということも非常に大きな原因ではないかと考えております。元々ベビーサンダーの持ち主は元請けの持ち物でございまして、下請けに貸与されていたということであるのですけれども、元請けは取説などで認識していたのかもしれませんが、ベビーサンダーを使用するということが元請けを含めて共有されていなかったということが原因で、使用してはいけない鋸の刃を付けてしまって負傷してしまったというところなんです。あとは、作業手順書に当該作業についての詳細な手順、あるいは保護具の選定を指示指導することが明記されていなかった。丁張材を撤去するというだけでは書いていて、具体的にどういう道具を使ってということや、どういう保護具を付けてということが明記されていなかったことが原因でございまして、その辺の要因が重なってしまって事故になってしまったかと考えております。

再発防止策を4ポツのところに書かせていただいております。労基からも是正勧告を受けたということもございまして、安全教育、作業手順書、KYによって危険性を洗い出し、適正に器具を使用するということもそうですし、あとはベビーサンダーも本来の用途のみを、砥石のみを取り付けて使用することとして、それ以外のもの、取り付けてはいけない鋸の刃であるとか、チップソーは廃棄、持ち込み禁止とするというところがございます。先ほどご説明が漏れておりましたけれども、今回、事故の原因となった鋸の刃は下請けの方が持ち込んだものということでした。そのあたりもしっかりと管理を徹底するというのが肝要かと考えております。

あと、作業手順を細分化した上で、各作業の詳細な内容を盛り込んだものを作成すること。これも今回の作業手順書には丁張材を切るということしか書かれていなかったもので、具体的な中身をもっと落とし込んで手順書を作るということが肝要かと考えております。もし、今後、急な作業変更などが発生して、予定外の道具を使用する際は、職長、あるいは元請けにしっかりと確認した上で作業内容の打ち合わせをしてから実施するというところがございます。最後に、事前に適切な保護具を選定するよう周知教育するとともに、原則、皮手袋での作業とした上で、KYや手順書にも作業に適した保護具をしっかりと記載していくというところで再発防止策を考えております。同じ作業はしばらく発生しないところではありますけれども、下流側の南側の方で最終覆土が1年半後にはまた発生してまいりますので、同じようなことが繰り返されないように徹底してまいりたいと考えております。

14 ページからが、リプルンふくしまの運営状況でございます。14 ページは、リプ

ルンふくしまの来館者の実績を掲載しております、2月末現在の情報は、来館者の累計が95,453人で、このままのペースでまいりますと今年の秋ごろには10万人を突破する見込みだと考えております。その下の、先ほど皆さんに現地に行ってくださいました処分場そのものへの見学者数は、8,768人です。来館の団体数は3,806団体で、見学者数で申し上げますと28,848人となっております。今年度から新たに集計したものといたしまして、館外の交流人数を掲載しております。こちらは、リプルンふくしまの建物そのものの広報活動もそうなのですが、リプルンふくしまに勤めているスタッフの皆さんが館外でいろいろなイベントに参加させていただいていることもございまして、イベントに出展した際にリプルンふくしまのブースなどに来られた方の人数を今年度から集計を始めたもので、それが2,309人となっております。

15ページには、直近の下半期でリプルンふくしまのスタッフが参加させていただいたイベントについて掲載させていただいておりますので、ご参照いただけますと幸いです。

最後の16ページにつきましては、リプルンふくしまについて運営委員会を、地元の方にも入っていただきながら開催しておりますので、その概要ではございますけれどもご報告というところでございます。2月26日に開催いたしまして、先ほどご覧いただきました運営実績報告であったり、今後の運営方針であったり、あるいはアンケートの分析を行っております。また、今後の中長期計画ということもご説明させていただいたところです。補足ではございますけれども、アンケートにお答えいただいた方だけの分析にはなってしまいますけれども、県外からもこのリプルンふくしまにご来訪いただいているところではございまして、県内と県外の方の割合が6対4ぐらいで、40%ぐらいが県外から来ていただいているという状況です。資料1の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

河津： ありがとうございます。それでは、それぞれ委員の方からご質問、ご意見等がございましたら、先ほど言いましたけれども、実際の現場を見てということも含めて、今の資料を見ていただきながら、感じたことや、また、ご質問等がございましたらぜひお願いいたします。いかがでしょうか。はい、ではお願いします。

皆川： 檜葉町行政区長会の会長をやっています、皆川です。よろしくお願いいたします。右下10ページの修繕工事の件についてお伺いしたいと思います。まず、修繕の期間が雨の少ない期間ということで選ばれているということだったので、施設の運転を一時停止するというのは、まずはどのぐらいの期間を想定されているかという話と、その期間によるのでしょうかけれども、その間に出てきた、雨が少ないといえども水は出てくると思っていて、その水の処理はどのようにされるのかを教えてくださいたいと思います。お願いいたします。

河津： それでは環境省、お願いいたします。

小福田： ありがとうございます。規模にはよりますけれども、まず止める期間は大体一月程度かと想定しているところです。ではその止めている期間はどのようにするかというところですが、処分場の中に、処分場の中で出た水を貯める調整槽というものがあります。これが容量としては1万m³以上あります。ですから、処理が再開するまで

の間はその調整槽に貯めておくということになります。1万m³以上あると申し上げましたが、今ぐらいの時期で申し上げますと、浸出水の量が1日当たり大体30m³ぐらいの発生量でございますので、単純計算で申し上げますと1万m³割る30m³だとしても、一応数カ月は持つような計算にはなっているのです、取りあえずいったん貯めておくと、貯まった水は修繕工事が終わったら順次処理していくという形で対応していくことで考えております。

河津： よろしいですか。どうぞ。

皆川： 一時貯留するという事で理解はしました。

もう1点よろしいですか。この修繕工事で行われる機器類というのは、放射線による汚染などがあるのかないのか。あった場合、そのものはどうするのかとちょっと思ったので、教えていただければと思います。

河津： お願いいたします。

小福田： ありがとうございます。まず、これまで水処理している中でも、水から放射性物質が出たことはないです。ですので、基本的には放射性物質の汚染はされていないというのは考えておりますけれども、万が一、基準を超えるような、例えば一つ基準で申し上げますと、8,000Bq/kgというのが指定廃棄物になるかどうかの基準ではございますけれども、仮にそうなった場合には国が責任を持って処理するということとなりますが、そうでなければ通常の産廃処理という形になっていきます。

皆川： はい、理解しました。ありがとうございます。

河津： よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。植頭委員、お願いします。

植頭： 幾つかあるのですけれども、まず軽い方から質問したいと思います。まずは、9ページ、一番最後のところの見学者施設ですけれども、今後、管理棟で事前説明を行うということになっていますが、この場合、見学者の方が靴を履き替えて中に入ったりのようなことがあるのかどうか。お願いしたいのは、見学者の目線に立つとやはり靴の履き替えはすごく面倒だし、今後、生活ごみが運ばれてくるようなところの埋立施設の見学なので、簡略化できるかどうかというのが一つです。

もう一つは、事故の13ページですけれども、私の認識がちょっと間違っているのかどうか分からないのですけれども、この本当の原因は、ベビーサンダーの刃が回っているときに触れてしまったということなのではないかと思っています。確かに刃を付け替えて丸鋸のような扱いをしたというのはいけないことです。また、ベビーサンダーがキックバックしてけがするということはあるのですけれども、整理すると、最初にベビーサンダーを使っていて、それで切っていた。目的外の使用だから多分力の関係でよく切れなかったもので、それで鋸に持ち替えた。そのときにベビーサンダーがまだ回っている状態の刃に触れたのではないかと思っています。そうすると、再発防止策の中には、回転しているものは必ず止まってから、物を置くと必ず止まってから次の動作に移るということの一つ入れてほしいと思っています。これは砥石を使っても一緒です。巻き込まれますから。ちょっとその部分、私の認識が間違っていたらその旨言ってください。お願いします。以上です。

河津： はい、お願いいたします。

小福田： ありがとうございます。まず、1点目の見学者のことにつきましては、頂いたご

意見を踏まえて、なるべく来られる方のご負担にならないような形で対応をしっかりと検討してまいりたいと思います。

2点目の事故に関しては、こちらは先生のおっしゃるとおりでございまして、本人が回転が止まっているのをしっかりと確認しておらず触れてしまったというのが状況でございますので、ご指摘のとおり砥石などでも同じことは発生するというのはそのとおりかと思っておりますので、その部分をしっかりと再発防止策に取り入れたいと思います。ありがとうございます。

植頭： お願いします。

河津： それでは、他にいかがでしょうか。渡邊委員、お願いします。

渡邊： 波倉行政区の渡邊です。よろしく申し上げます。埋立作業は間もなく終わるということなのでしょうけれども、そうすることによってこういった委員会は終了するということになるのですか。もう一つ、今度終わるとなると、今、水処理施設の修理の話も出ましたけれども、今後は非常に水処理施設の管理ということが相当長年になると思うのです。ですから、その管理の状況の定期的な報告の方法だとか、こういった委員会が終わるとすれば、今後の管理の状況を周囲に詳しくお伝えする機会はお考えなのでしょうか。それとも報告の方法というのはお決まりなのでしょうか。相当長年になると思うのですけれども。

河津： それでは環境省、お願いします。

小福田： ありがとうございます。環境安全委員会の今後の在り方というご質問かと思えますけれども、本日お手元にも安全確保に関する協定書を付けさせていただいております。そちらの中の12条のところに環境安全委員会という項目があるのですけれども、そもそもこの環境安全委員会の目的が、埋立処分等の状況等について報告を受け、監視を行い、周辺地域の環境の保全その他の安全の確保に関することについては助言を行うことを目的にするというようになっておりますので、単純に埋立作業が終了したからといってこの環境安全委員会が終わるということではなくて、そのまま読むとすると、維持管理が続いている間は継続するということになるかとは認識しております。今は年2回開催させていただいておりますけれども、開催の頻度をどうするかというのは、今日来られている委員の皆さまとご相談にはなると思っておりますけれども、この環境安全委員会の場自体がなくなることはないと考えております。

河津： よろしいですか。

渡邊： ありがとうございます。

河津： 委員会についてはこのまま続いていくということで、おそらく、また変えるとなると協定の中での話なので、多分、国と県と地元町との中での調整になるかと思えます。基本的には現状ではこのまま続けていくということでよろしいわけですね。他に何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

菊地： 菊地です。5ページなのですが、生活ごみの放射能濃度ということで、基本的に8,000Bq/kg以下ということですので問題ないと思うのですが、セシウム137なのですが、令和6年の10月測定でNDという形だったのですが、令和7年の4月において、8,000Bq/kgに対して32Bq/kgとか23Bq/kgなのでほとんど問題は

ないと思うのですが、ここだけまた出てきたというのは、何か考えられるのですか。

河津： 環境省、お願いいたします。

小福田：ありがとうございます。正直言って、なぜこの時期だけ 20Bq/kg とか 30Bq/kg と出てしまったのか、われわれの方でもつかみかねているところでもありますけれども、継続して分析を行った上で、数字などを注視していきたいということは考えております。

埋立物は燃えないごみなので、一般家庭の皆さまからのものではありませんので、基本的には出ることはないという前提では当然ありますけれども、破碎等の処理の過程などで、もしかしたら混ざってしまったものがあるのかもしれないということは推測しております。

河津： よろしいでしょうか。実際に事故当時にあったものが家庭の中にあって、それを不燃物で処理するという場合にはゼロではもちろんなくて、何らかの数値が出てくることは間違いないかと思えます。ただ、基本的には数値がすごく低いということで、昔からいわれているクリアランスレベル 100Bq/kg というのがあるのですけれども、これは例えば原子力発電所の中でもすぐに、自由にといいますか、出せるという数値があるのですけれども、それに比べても相当低いということがいえるかと思えます。他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは次に進めさせていただきまして、何か気が付きましたら途中でも、また、最後にまとめてご質問やご意見のところを設けたいと思えますので、次に進めさせていただきます。

河津： それでは、議事の（2）環境モニタリング調査の結果についてということで、環境省から説明をお願いいたします。

小福田：引き続きまして資料2に沿ってご説明をさせていただきます。直近半年、令和7年4月から9月までの環境モニタリング結果でございます。全体的なところで申し上げますと、今回のモニタリング結果において何か異常等があったということではございませんということを、まずご報告させていただきます。ページを進めまして順次ご説明させていただきますと、まず、1ページ、2ページが敷地境界の空間線量率の測定結果です。なお、こちらも特段大きな変化等はないかと考えております。

その次の3ページ、4ページは埋立地周囲です。埋立地の周辺の空間線量率です。こちらもほぼ横ばいの状態で、特段の数値の変化はないと考えております。

5ページが、これまでの空間線量率の測定結果で、埋立開始直前からの推移を経年で表したものです。基本的に右肩下がりの傾向で続いてきている状況です。

6ページ、7ページが処分場の中の大気中の粉じんの放射能濃度の測定結果です。こちらも全てND（不検出）です。

8ページと9ページが搬入道路のところですが、ファミリーマートを曲がってから処分場に入ってくるまでのところの放射能濃度ですけれども、こちらも全て不検出でした。

10ページと11ページは水関係の放射能濃度、浸出水の原水、処理した後の水、放流水、あとは地下水の放射能濃度でございます。こちらも全てND（不検出）という状況です。

その次の 12 ページと 13 ページが放流先の河川水の放射能濃度です。こちらも全て ND（不検出）という結果です。

14 ページが河川水のふっ素・ほう素濃度です。こちらは放射性物質とは違いますが、廃棄物を受け入れした後の平成 30 年からで、もう 8 年ほど前になるかと思えますけれども、1 回だけ河川水濃度が環境基準を超過したということがございましたので、この部分だけ特出しして付けさせていただいているものです。直近のところでは全ての環境基準を下回る結果になっております。

16 ページ、17 ページが放流先の河川の底質の放射能濃度の測定結果です。今年度の調査結果は 5 月に測定している 1 回がございますけれども、こちらの方は過去の値の変動範囲内だということになります。

その次の 18 ページ、19 ページは、これまでやってきたこととは少し異なりまして、埋立地の中の温度、内部温度であったり、井戸の中の温度、孔内温度の測定を開始しております。こちらのそもそもの目的なのですが、埋立地の中の温度が仮に極端に上がっていた場合は、何かの中で発酵して分解・発熱している、可燃物が何か埋まっているのではないかと考えているのですが、そもそも、ここに埋め立てる前に可燃物は必ず焼却してから埋め立てておりますので、可燃物が入っていることは、いわゆる発酵するような有機物が入っているというのは想定されないところではあるのですが、それを実際に確認する目的で、これは一般的な処分場などでもこういう温度の測定は実施しているものです。

その測定結果を 19 ページに付けておまして、左側が 5 月末に調査したもので、右側が 8 月末に調査したものです。埋立地内部の堅管内の温度は、ピンク色の線になりますけれども 5 月調査の上流（中央）を除いて、地表面とおおむね同じ温度だったということになります。点線の部分が埋立地の外周の既設の井戸の測定結果なのですが、8 月の結果は適正に測っているかと考えているのですが、5 月の結果は場所によって地表面の部分の温度がすごくばらつきがあるので、これは測定方法に若干問題があるのではないかと疑義も生じておりますので、この埋立地の部分であるとか井戸の孔内温度については、今後も継続して測定していくこととなりますので、異常がないかどうかというのはしっかりと引き続き確認してまいりたいと考えております。ただ、埋立地内部の温度が極端に上がっているということはないかと考えております。

次に 20 ページからは連続測定の結果となります。20 ページ、21 ページが地下水の放射能濃度の連続測定を行った結果です。21 ページにつきましては、基本的にはこれまでの変動の範囲内でございます。特段、セシウムとか放射線物質が飛び出ているということはないかと考えております。

22 ページが大気中の放射能濃度の連続測定、いわゆるダストモニタと呼ばれるものでございまして、今日も現場をご覧いただいて埋立地を歩いているときにユニットハウスがあったかと思えますけれども、あの建屋の中に装置があって、空気を吸い込んで連続的に放射能を測定しているものです。

それぞれの結果は 23 ページの下に付けておきますけれども、結論としましては、24 ページをご覧いただければと考えております。こちらが α 線と β 線の相関を取っ

ておりまして、毎度のことではありますけれども、仮にセシウムが検出されればβ線がもっと上に飛び出る形になるのですけれども、そうではなく基本的には相関が取れておりますので、これは天然核種の影響だということで解釈しております。

最後がモニタリングポストの測定結果です。こちらの結果は 27 ページですけれども、減少傾向ということで右肩下がりの傾向が続いている状況でございます。

最初にも申し上げましたけれども、全体として、空間線量率、放射性物質濃度関係、あと、他の水質関係についても特段の異常等はございませんでしたというご報告でございます。以上です。

河津： ありがとうございます。それでは、ただ今の説明に関してのご意見、ご質問等ございましたら。植頭委員、お願いします。

植頭： 少し補足します。19 ページの井戸の温度のところでちょっと差異があったというご説明があったと思うのですけれども、そもそも 18 ページの地図を見ていただきたいのですけれども、この井戸のところを測るわけですが、直射日光が当たっている井戸のところは日陰に比べてやはり温度が高くなる、そういう影響はあると思います。ただ、同じように直射日光が当たっているようなところで、もし、ばらつきがあるとすると、温度計そのものに直射日光が当たってしまって温度が上がってしまうというような原因が考えられるので、測定するときには直射日光を避けるという配慮をするようお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

河津： では環境省、お願いします。

小福田： ありがとうございます。元々は専門業者が温度を測っているので、われわれも大丈夫だという頭でしかなかったのですけれども、われわれの方もしっかりと注意してデータを見てまいりたいと考えております。以上です。

河津： はい。ぜひ、お願いします。他にいかがでしょうか。

渡邊： ちょっとお尋ねなのですけれども、浸出水の中身で、多分、埋立物からするとそうは出ていないのではないかなと思うのですが、塩は出ていないですか。

河津： いわゆるお塩ですね。

小福田： ちょっと確認をさせてください。参考資料 1 に詳細なデータがありますので、確認いたしますので、少々お待ちいただければと思います。

渡邊： 旧エコテック社は最初何を埋め立てしていたのですかね。

小福田： 旧エコテック社は、いわゆる通常の民間の産業廃棄物を受け入れていました。

渡邊： 産業廃棄物はこういった種類のものですか。

小福田： すみません、昔の産業廃棄物にどういう種類のものが入っていたかというのはわれわれの方でも、今すぐには、すみません、承知しておりません。確認をさせていただければと思います。

渡邊： それによっても処理の状況は変わるのではないですか。

有馬： 環境省の有馬と申します。私の方から、まず、最初のご質問ですが、参考資料 1 の厚い冊子になりますけれども、「環境モニタリング調査結果（令和 7 年 4 月～9 月）（案）」と書いてある、こちらの 18 ページの方に浸出水原水の調査結果が載っております。これがいわゆる埋立地の中に雨が降って、一部、中に浸透して廃棄物に触れた可能性がある、触れたであろう水のことです。これを見ていただきますと、

一番下に塩化物イオンとあります。これはいわゆる NaCl でも、CaCl₂でも、いわゆる塩化物イオンになったときの Cl⁻の値です。それを見ていただきますと、ここに出ている分で見ますと、700~1,500mg/L ぐらいの塩化物イオンが出ているということになります。また、ご承知かもしれませんが、通常の水処理ではこの塩化物イオンというのは、普通の生物処理、凝集沈殿等では除去されていませんので、19 ページを見ていただいたら分かるのですが、処理水のところにも、そのままおおむね先ほどの原水と同じように、大体 1,000mg/L から 1,500mg/L ぐらいの値で出ておりますので、こちらの処分場ではこれぐらいの塩化物イオンが含まれています。これはどこの一般廃棄物最終処分場の管理型相当の施設でも、それから、普通の産廃処分場でも、焼却灰が埋め立てられた場合、焼却施設では排ガス処理するのに薬剤を使いますので、薬剤と反応したものが主に焼却飛灰に含まれるため一定程度は塩化物イオンが出てくるということになります。

私の感覚論になりますけれども、今ここに出ているこの濃度は、一般の産廃処分場と比べると決して高いものではありません。といいますのは、先ほどおっしゃっていましたが、既存の廃棄物の量というのはこちらの方は限られていますので、特定廃棄物を埋め立てる前の産業廃棄物から出てきたものだけになりますので、この 1,000mg/L とか 1,500mg/L よりももっと高い塩化物イオンが含まれている処分場というのはたくさんありますので、これぐらいの値は特別高いとかという話ではないと思っております。

河津： はい。よろしいでしょうか。

渡邊： 水処理施設の機材が塩によって、いろいろと障害が出るケースがあるようなのです。ですから、ちょっと気になりました。以上です。

有馬： ありがとうございます。もう一つ、機材の関係でいいますと、特に産廃処分場とか、一般廃棄物最終処分場の管理型相当の処分場でいいますと、スケールですね、カルシウムなどが管に付いてしまって水処理に支障を来すということがあるので、そういう場合はカルシウム部分を除くためのアルカリ凝集沈殿処理という処理設備を先に付けてカルシウムを除去するのですが、こちらの処分場はカルシウムが非常に少ないので、そういうスケールが管に付いて水処理に影響しているというようなことは確認されておられません。以上です。

渡邊： はい。ありがとうございます。

河津： 先ほどの質問中で、以前の旧エコテック社ですか、そのときにどういうものが入っていたかという質問があったのですが。

小福田： この場では情報がないので、もし可能であれば、よろしければ次回の宿題とさせていただきます。

河津： はい。ということでよろしいでしょうか。恐らく主に汚泥であるとか、金属類とか、細かく出ているのではないかと思うので、その辺は確認していただければ。他にいかがでしょうか。佐藤委員、お願いします。

佐藤健一： 繁岡行政区の佐藤です。放射能測定関係の装置の年次点検等はしていると思うのですが、そういうデータ関係は載らないのですね。何々装置は異常なしとか、ダストモニタなり、いろいろな装置を使っていますよね。サーベイメーター

など。その一覧になった、「何々装置異常なし」等の項目があれば分かりやすいのかなと思います。

河津： では環境省、お願いします。

小福田： ありがとうございます。まず大前提として、当然のことながら機器は定期的に校正等を行っております。いつ校正しましたかというのは記録には残ってはおりますので、もしよろしければ次回以降の資料にそういう情報も含めてお示しするような形を取らせていただければと存じます。

河津： よろしいですか。ということで、次回一度どういう形でやられているのかということを示していただければと思いますので、よろしく願いいたします。他にいかがでしょうか。よろしいですか。

河津： それでは、次に進めさせていただきます。(3) 令和7年度特定廃棄物埋立処分施設における福島県の取組についてということで、これは福島県の方から、説明をよろしくお願いします。

阿部： 福島県の阿部と申します。私の方から資料3、令和7年度特定廃棄物埋立処分施設における福島県の取組について説明いたします。

1 ページ目、福島県で実施しております状況確認について、説明いたします。状況確認は、安全協定に基づきまして、施設の周辺地域の安全が確保されているか確認することを目的として行っております。確認内容としましては、放射性物質汚染対処特措法に基づく埋立処分基準への適合状況や、環境省で策定しております施設の管理方法や環境モニタリング計画を定めた埋立処分実施要綱の遵守状況について、確認を行っております。令和7年度は2回実施しております、5月は福島県、富岡町、楡葉町で実施しております。また、11月につきましては福島県、楡葉町で実施しております。確認の方法としましては、現地での目視、また書類による確認を行っております。確認した項目としましては、特定廃棄物の飛散流出防止対策であったり、施設の維持管理状況、点検記録、また、環境省で実施しておりますモニタリング結果について確認を行っております。確認した場所につきましては、埋立地(上流・下流)、また、廃棄物詰替施設、浸出水処理施設について確認しております。結果につきましては、関係法令等に基づき、施設が適正に運営されていることを確認しております。

続いて、2ページ目になりますが、こちらは福島県で実施している環境モニタリングについての説明となります。まず目的ですが、環境モニタリングは、安全協定に基づきまして、施設の周辺地域の安全が確保されているか確認することを目的として行っております。調査内容としましては、放射性物質汚染対処特措法に基づく埋立処分基準への適合状況や、埋立処分実施要綱で定める項目について調査を行っております。令和7年度は5月、10月の2回実施しております。調査者は福島県単独となっております。調査項目と結果につきましては、まず空間線量率につきましては、これまでと特段の変化はございませんでした。続いて、放射能濃度につきましては、河川底質を除き、いずれの項目も不検出でございました。河川底質の放射能濃度につきましては、こちらも特段の変化はございませんでした。また、有害物

質等、河川水のふっ素およびほう素濃度については基準を超過した項目はございませんでした。

以上から、令和7年度の調査結果としましては、これまでの結果と同程度であり、周辺環境への影響は確認されませんでした。福島県からの説明は以上です。

河津： ありがとうございます。それでは、ただ今の説明についてのご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。これは協定に基づいてやられていることですが、内容についてもう少し詳しく知りたいとか、何かございましたら。よろしいですか。結果的には問題ないというような結果ですが、引き続き、これからも協定に基づいて立ち入りの方はされて、内容は確認していくのだと思います。また、こういった委員会のような機会で、その結果については説明していただくというようなことで、引き続きやっていただきたいと思います。他にいかがでしょうか。なければ、最後のその他になります。よろしいですか。

河津： それでは、最後に全般的に、何でも結構ですので、この特定廃棄物関係について何かご質問、ご意見等がございましたら。日ごろ思っていることであるとか、こんなことがあったという紹介でもよろしいのですけれども、ぜひ何かありましたら発言していただきたいのですが、いかがでしょうか。では角田委員、お願いいたします。

角田： 福島県でございます。先ほどご説明もあったとおり、管理型処分場の中であと1年半、一般廃棄物を埋めて終わるところでございます。こちらの方の処分場を今後どうしていくのかということについては、地元の皆さんのご意見を聞きながら検討されるということであったかと思っておりますので、そちらを丁寧に聞き取っていただいてということだと思います。

ここの管理型処分場を作るに当たっては、大変な調整ですとか、皆さんの思いを受け止めていただきながらしっかり行っていくということでここまで来ているところでございます。未曾有の原発事故に対応したところの歴史なり、あるいは環境教育、あるいは後世の子供たちに何かを残せるようなものもあるといいかなどは個人的には思いますので、地元の住民の皆さん、地元町のご意見をよく聞いていただければと思います。

その上で、まず、管理をしていくときの考え方です。埋立てをするときの安全管理の仕方は今できていると思うのですが、埋立てが終わった後の安全管理をどのようにしていくか。先ほど少しお聞きしたら、これから検討される部分もある。例えば発電機をどうするかとか、雨水の処理はどうするかというのもこれから考えられるということであるので、埋立てが終わった後の管理をどうしていくか。最終的に、ずっと先の話になるかと思いますが、では管理を終える考え方はどうなのかということも今後は考えていかなければいけないかと思っておりますので、引き続き先生方のご意見を頂きながらご検討いただければと思います。以上です。

河津： はい。環境省からございましたら、お願いします。

五味： ありがとうございます。まず、あと1年半ぐらいで埋立処分の、新たに埋め立てる分は完了予定で、その後はさらに、また覆土にもう少し時間はかかりますけれど

も、最終的に全体が、今日見ていただいた4分の3の側ですね、小さく角度が付いていますけれども、その芝生部分と同じような形になるまで大体あと2年とちょっとかかります。

一方で、その後をどうするかというのは、まさに大変な思いで皆さまに受け入れていただいて、県内の特定廃棄物の処分をしていただいた施設ですので、それをどういう形で、当然安全に管理するというのはもちろん大前提ですけれども、その上でせっかくできたスペースをどのように生かしていくのかというのをご相談しながら進めていきたいと思います。

一方で、どうしても最終処分場の上という形になるので、見ていただいたとおり、結構いろいろなパイプが立っていたり、井戸を掘っていたりもしているので、その施設はちゃんと維持しながら、守りながら、その上でどのように使っていただけるのかというのは、まさにこれから私どもも考えていきながら、皆さんともご相談をしながらやっていきたいと思っております。

あとは、安全管理をしていく中で、当然日々の管理の中でまさに施設の点検をちゃんとしっかりするのももちろんですし、機械の壊れる前に予防保全という形で、今、予定をしている部分もありますけれども、施設をちゃんと更新していく。そういった中でどういう変化が見えてくるのかというの、継続的に皆さんにご報告をして、安心していただけるということが大事かと思っておりますので、そういったものも含めて検討していきたいと思います。

この場の、リプルンふくしまも含めて、全体としてこの施設群をどのように、今後、維持、活用していくのかというのをこれから検討しつつ、皆さんともご相談しながら進めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。角田次長、ありがとうございました。

河津： はい。他によろしいでしょうか。特になければ終わりたいのですが、私から1点だけお願いです。というのは、今回事故があって、今日事故の報告がありましたけれども、これは毎回事故があるたびにいろいろな会議で言われるのですけれども、やはり水平展開というのが非常に重要であるということです。実際にやられていると思いますけれども、今回の事故で、例えば他の環境省関係の事業、中間貯蔵であるとか、クリーンセンターふたばであるとか、その他に除染であるとか、いろいろなところで実際に作業員の方が相当苦労されてやっているわけですが、そういった一つ一つの事象というのをどのように展開されているかというのを、ぜひ皆さんにご披露だけしていただければと思います。

小福田： はい。ありがとうございます。省内で、われわれの処分場関係ではなくて、除染、解体であるとか、あと中間貯蔵を含めて、あまりよろしくはないのですが、ぼつぼつと事故は発生しているところではございます。われわれの省内でそういう事故を取りまとめている部署がございまして、かつ事故の起きた事例の中身、あと再発防止策等も含めて、事業者、関係機関、関係部署も含めて、その概要を全受注者に展開するような体制は省内として取っておりますので、今回の事故についても、省内はもちろんのこと、環境省の事業を受注している事業者に対してもあまねく概要は共有させていただいているということで、環境省内の事業全体として取り組みは進

めらせていただいているところでございます。

河津： はい、ありがとうございました。ぜひ徹底していただいて、ゼロというのは難しいかもしれないですけども、ゼロに向かってやっていかななくてはいけないということは当然だとは思いますが、ぜひ引き続きご努力をお願いしたいと思います。それでは各委員の方、いかがでしょうか。他に何かございましたら。よろしいですか。

大変ありがとうございました。これをもちまして、今回の環境安全委員会は終了させていただきますと思います。どうも本当にありがとうございました。それでは、司会を環境省の方にお渡しします。

遠藤： 委員長、どうもありがとうございました。以上をもちまして、第19回管理型処分場環境安全委員会を閉会いたします。準備ができ次第、入口の外で報道関係者の皆さまからの質問をお受けする場を設けますので、関係者の方はお集まりいただければと思います。本日はどうもありがとうございました。